

医療法及び医師法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第一条関係）	【公布日施行】	1
○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第二条関係）	【平成三十一年四月一日施行】	10
○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第三条関係）	【平成三十二年四月一日施行】	23
○ 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）（抄）（第四条関係）	【公布日施行】	27
○ 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）（抄）（第五条関係）	【平成三十二年四月一日施行】	30
○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）（附則第九条関係）	【公布日施行】	35
○ 地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）（抄）（附則第十条関係）	【平成三十一年四月一日施行】	36
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）（附則第十一条関係）	【平成三十二年四月一日施行】	37
○ 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）（附則第十二条関係）	【平成三十二年四月一日施行】	38
○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十号）（抄）（附則第十三条関係）	【平成三十一年四月一日施行】	40
○ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）（抄）（附則第十四条関係）	【平成三十一年四月一日施行】	41

改 正 案	現 行
<p>第七條（略） 2、4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の變更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の變更の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床において、第三十條の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下この項において「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（第三十條の四第一項に規定する医療計画（以下この項、次条及び第七條の三第一項において「医療計画」という。）において定める第三十條の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。第七條の三第一項において同じ。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の医療計画において定める同号に規定する地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。</p> <p>6（略）</p> <p>第七條の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の變更の許可の申請を</p>	<p>第七條（略） 2、4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の變更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の變更の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床において、第三十條の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下この項において「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（第三十條の四第一項に規定する医療計画（以下この項及び次条において「医療計画」という。）において定める第三十條の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の医療計画において定める同号に規定する地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。</p> <p>6（略）</p> <p>第七條の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の變更の許可の申請を</p>

した場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条及び次条第一項において「療養病床等」という。）のみである場合は医療計画において定める第三十条の四第二項第十二号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第六項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇八（略）
二〇八（略）

第七条の三 都道府県知事は、病院の開設の許可又は病院の病床数の増加の許可の申請（療養病床等に関するものに限る。）があつた場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、医療計画において定める当該構想区域における第三十条の四第二項第七号イに規定する将来の病床数の必要量の合計に既に達しているか、又は当該申

した場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は医療計画において定める第三十条の四第二項第十二号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第六項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇八（略）
二〇八（略）

（新設）

- 請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加によつてこれを超えることになる」と認めるときは、当該申請をした者（以下この条において「申請者」という。）に対し、当該構想区域において病院の開設又は病院の病床数の増加が必要である理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができる。
- 2| 都道府県知事は、理由等が十分でない」と認めるときは、申請者に対し、第三十条の第十四第一項に規定する協議の場における協議に参加するよう求めることができる。
- 3| 申請者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。
- 4| 都道府県知事は、第二項の協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、申請者に対し、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう求めることができる。
- 5| 申請者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう努めなければならない。
- 6| 都道府県知事は、第二項の協議の場における協議の内容及び第四項の説明の内容を踏まえ、理由等がやむを得ないものと認められないときは、申請者（前条第一項各号に掲げる者に限る。）に対し、第七条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。
- 7| 都道府県知事は、前項の規定により第七条第一項又は第二項の許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- 8| 前各項の規定は、診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請について準用する。この場合において、第

六項中「同条第一項又は第二項」とあるのは「同条第三項」と、前項中「第七条第一項又は第二項」とあるのは「第七条第三項」と読み替えるものとする。

第十二条 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。ただし、病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させることができる。

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、次の各号のいずれかに該当するものとしてその病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

一 医師が不足している地域内に開設する診療所を管理しようとする場合

二 介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に開設する診療所を管理しようとする場合

三 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合

四 地域における休日又は夜間の第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合

五 その他厚生労働省令で定める場合

第三十条の二十一 (略)

2 (略)

3 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は、第一項各号

第十二条 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支ない。

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第三十条の二十一 (略)

2 (略)

3 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は、第一項各号

に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、次に掲げる事項について特に留意するものとする。

一 医師が不足している地域に派遣される医師が勤務することとなる病院又は診療所における勤務環境の改善の重要性

二 医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保の重要性

4 都道府県又は第二項の規定による委託を受けた者は、第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たつては、第三十条の二十五第三項に規定する地域医療支援事務又は同項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

5 (略)

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるとともに、同項各号に掲げる医師の確保を図るために必要な事項について協議を行い、当該施策及び当該協議が調つた事項について、公表しなければならない。

一・二 (略)

三 第三十一条に規定する公的医療機関（第五号において「公的医療機関」という。）

四 (略)

五 公的医療機関以外の病院（公的医療機関に準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

4 (略)

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。

一・二 (略)

三 第三十一条に規定する公的医療機関

四 (略)

(新設)

六 (略)

七 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(以下単に「大学」という。)その他の医療従事者の養成に係る機関

八・九 (略)

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

一 医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項

二 医師の派遣に関する事項

三 第一号に規定する計画に基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項

四 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項

五 医師法の規定によりその権限に属させられた事項

六 その他医師の確保を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、前項第二号に掲げる事項についての協議を行うに当たっては、医師の派遣が医師が不足している地域における医師の確保に資するものとなるよう、地域における医師の確保の状況を踏まえることその他の厚生労働省令で定める事項に配慮しなければならない。

4 第一項各号に掲げる者の管理者その他の関係者は、同項の規定に基づき都道府県が行う協議に参画するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

五 (略)

六 大学その他の医療従事者の養成に係る機関

七・八 (略)

(新設)

(新設)

2 前項各号に掲げる者の管理者その他の関係者は、同項の規定に基づき都道府県が行う協議に参画するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第三十条の二十四 都道府県知事は、前条第一項の規定により定め
た施策（以下「地域医療対策」という。）及び同項に規定する協
議が調つた事項（次条第一項、第三十条の二十七及び第三十一条
において「協議が調つた事項」という。）に基づき、特に必要が
あると認めるときは、前条第一項各号に掲げる者の開設者、管理
者その他の関係者に対し、医師の派遣、研修体制の整備その他の
医師が不足している地域の病院又は診療所における医師の確保に
関し必要な協力を要請することができる。

第三十条の二十五 都道府県は、地域医療対策及び協議が調つた事
項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、次
に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

一・二 (略)

三 就業を希望する医師、大学の医学部において医学を専攻する
学生その他の関係者に対し、就業に関する相談に応じ、必要な
情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

四 (略)

五 第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画を策定するこ
と。

六 第三十条の二十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項
の実施に関し必要な調整を行うこと。

七 (略)

2 (略)

3 都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務
（以下この条及び次条において「地域医療支援事務」という。）
の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第三十条の二十四 都道府県知事は、前条第一項の規定により定め
た施策（以下「地域医療対策」という。）を踏まえ、特に必要が
あると認めるときは、同項各号に掲げる者の開設者、管理者その
他の関係者に対し、医師の派遣、研修体制の整備その他の医師が
不足している地域の病院又は診療所における医師の確保に関し必
要な協力を要請することができる。

第三十条の二十五 都道府県は、地域医療対策を踏まえ、地域にお
いて必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施す
るよう努めるものとする。

一・二 (略)

三 就業を希望する医師、学校教育法（昭和二十二年法律第二十
六号）第一条に規定する大学の医学部において医学を専攻する
学生その他の関係者に対し、就業に関する相談に応じ、必要な
情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

四 (略)

(新設)

(新設)

五 (略)

2 (略)

3 都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務
（次項及び次条において「地域医療支援事務」という。）の全部
又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

る。

4 (略)

5 都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たつては、第三十条の二十一第一項各号に掲げる事務又は同条第二項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

6 (略)

第三十条の二十七 第三十条の二十三第一項各号(第三号を除く。

に掲げる者及び医療従事者は、地域医療対策及び協議が調つた事項の実施に協力するよう努めるとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に協力するよう努めなければならない。

第三十一条 公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節において同じ。)は、地域医療対策及び協議が調つた事項の実施に協力するとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に協力しなければならない。

第八十六条 (略)

2 (略)

3 第六条の十三第四項、第六条の二十一、第六条の二十二第二項、第三十条の二十一第五項又は第三十条の二十五第六項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 (略)

(新設)

5 (略)

第三十条の二十七 第三十条の二十三第一項各号(第三号を除く。

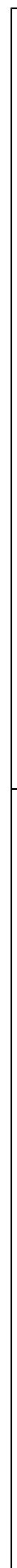
に掲げる者及び医療従事者は、地域医療対策の実施に協力するよう努めるとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に協力するよう努めなければならない。

第三十一条 公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節において同じ。)は、地域医療対策の実施に協力するとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に協力しなければならない。

第八十六条 (略)

2 (略)

3 第六条の十三第四項、第六条の二十一、第六条の二十二第二項、第三十条の二十一第四項又は第三十条の二十五第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第二条関係）
 【平成三十一年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 医療提供体制の確保</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保（第三十条の十八の二）</p> <p>第五節 医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の十九―第三十条の二十七）</p> <p>第六節 公的医療機関（第三十一条―第三十八条）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 地域医療連携推進法人（第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。第三十条の四第十二項において同じ。）の参加病院等（第七十条の二第二項第二号に規定する参加</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 医療提供体制の確保</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の十九―第三十条の二十七）</p> <p>第五節 公的医療機関（第三十一条―第三十八条）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 地域医療連携推進法人（第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。第三十条の四第十項において同じ。）の参加病院等（第七十条の二第二項第二号に規定する参加病</p>

病院等をいう。)である場合には、その旨

七〇十四 (略)

4 (略)

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域(当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床(以下この条及び次条第一項において「療養病床等」という。))のみである場合は医療計画において定める第三十条の四第二項第十四号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床(以下この項において「精神病床等」という。))のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。)における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数(当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数)が、同条第八項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数(当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に属する基準病床数)に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇八 (略)

2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において

院等をいう。)である場合には、その旨

七〇十四 (略)

4 (略)

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域(当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床(以下この条及び次条第一項において「療養病床等」という。))のみである場合は医療計画において定める第三十条の四第二項第十二号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床(以下この項において「精神病床等」という。))のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。)における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数(当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数)が、同条第六項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数(当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に属する基準病床数)に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇八 (略)

2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において

第十二条 (略)

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、次の各号のいずれかに該当するものとしてその病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならぬ。

- 一 医師の確保を特に図るべき区域(第三十条の四第六項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。)
- 二 内に開設する診療所を管理しようとする場合

二〇五 (略)

第三十条の三 (略)

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 一六 (略)
- 七 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項
- 八 医師の確保に関する基本的な事項
- 九 医療従事者(医師を除く。)の確保に関する基本的な事項
- 十 十一 (略)

3 (略)

第三十条の四 (略)

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一九 (略)
- 十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項
- 十一 医師の確保に関する次に掲げる事項
- イ 第十四号及び第十五号に規定する区域における医師の確保の方針

第十二条 (略)

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、次の各号のいずれかに該当するものとしてその病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならぬ。

- 一 医師が不足している地域内に開設する診療所を管理しようとする場合

二〇五 (略)

第三十条の三 (略)

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 一六 (略)
- 七 (新設) 医療従事者の確保に関する基本的な事項
- 八 九 (略)

3 (略)

第三十条の四 (略)

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一九 (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

- ロ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める
同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標
- ハ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める
同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標
- ニ ロ及びハに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策
- 十二 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する事項
十三～十五 (略)
- 十六 第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項
- 十七 (略)
- 3～5 (略)
- 6 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、提供される医療の種別として厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が少ないと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。
- 7 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たつては、提供される医療の種別として厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。
- 8 第二項第十四号及び第十五号に規定する区域の設定並びに同項第十七号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした基準）は、厚生労働

- 十 医療従事者の確保に関する事項
十一～十三 (略)
- (新設)
- 十四 (略)
- 3～5 (略)
- (新設)
- (新設)
- 6 第二項第十二号及び第十三号に規定する区域の設定並びに同項第十四号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした基準）は、厚生労働

省令で定める。

9| 都道府県は、第二項第十七号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の基準によらないことができる。

10| 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十七号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

11| 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十七号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

12| 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、地域医療連携推進法人の参加法人（第七十条第一項に規定する参加法人をいう。）から病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合において、当該申請が当該医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するために必要なものであることその他の厚生労働省令で定める要件に該当すると認めるときは、当該申請に係る当該医療計画において定められた第二項第十七号に規定する基準病床数に政令で定めるところにより算定した数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

省令で定める。

7| 都道府県は、第二項第十四号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の基準によらないことができる。

8| 都道府県は、第十六項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十四号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

9| 都道府県は、第十六項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十四号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

10| 都道府県は、第十六項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、地域医療連携推進法人の参加法人（第七十条第一項に規定する参加法人をいう。）から病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合において、当該申請が当該医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するために必要なものであることその他の厚生労働省令で定める要件に該当すると認めるときは、当該申請に係る当該医療計画において定められた第二項第十四号に規定する基準病床数に政令で定めるところにより算定した数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

第三十条の五 都道府県は、医療計画を作成し、又は医療計画に基づく事業を実施するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者（第三十条の十四第一項及び第三十条の十八の二第一項において「医療保険者」という。）又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、当該都道府県の区域内における医療提供施設の機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の六 都道府県は、三年ごとに第三十条の四第二項第六号及び第十一号に掲げる事項並びに次の各号に掲げる事項のうち同項第六号及び第十一号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの（次項において「特定事項」という。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

一 第三十条の四第二項各号（第六号及び第十一号を除く。）に掲げる事項

二 (略)

2 都道府県は、六年ごとに前項各号に掲げる事項（特定事項を除く。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

第三十条の十 国及び地方公共団体は、医療計画の達成を推進するため、病院又は診療所の不足している地域における病院又は診療所の整備、地域における病床の機能の分化及び連携の推進、医師の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三十条の五 都道府県は、医療計画を作成し、又は医療計画に基づく事業を実施するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者（第三十条の十四第一項において「医療保険者」という。）又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、当該都道府県の区域内における医療提供施設の機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の六 都道府県は、三年ごとに第三十条の四第二項第六号に掲げる事項及び次の各号に掲げる事項のうち同号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの（次項において「居室等医療等事項」という。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

一 第三十条の四第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項

二 (略)

2 都道府県は、六年ごとに前項各号に掲げる事項（居室等医療等事項を除く。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

第三十条の十 国及び地方公共団体は、医療計画の達成を推進するため、病院又は診療所の不足している地域における病院又は診療所の整備、地域における病床の機能の分化及び連携の推進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 (略)

第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域(第三十条の十六第一項及び第三十条の十八の二第三項において「構想区域等」という。)ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者(以下この条において「関係者」という。)との協議の場(第三十条の十八の二第一項及び第二項並びに第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。)を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2・3 (略)

第四節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保

第三十条の十八の二 都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域(第三項において「対象区域」という。)ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者(以下この項及び次項において「関係者」という。)との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、次に掲げる事項(第二号から第四号までに掲げる事項については、外来医療に係る医療提供体制の確保に関するものに限る。第三項において同じ。)について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。

一 第三十条の四第二項第十一号に規定する指標によつて示される医師の数に関する情報を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項

2 (略)

第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域(第三十条の十六第一項において「構想区域等」という。)ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者(以下この条において「関係者」という。)との協議の場(第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。)を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

二 病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項
三 複数の医師が連携して行う診療の推進に関する事項

四 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項

五 その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

3 都道府県は、対象区域が構想区域等と一致する場合には、当該対象区域における第一項の協議に代えて、当該構想区域等における協議の場において、同項各号に掲げる事項について協議を行うことができる。

4 前項に規定する場合には、第三十条の十四第一項に規定する関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において当該関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

第五節 医療従事者の確保等に関する施策等

第三十条の二十一 (略)

2 (略)

3 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は、第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、次に掲げる事項について特に留意するものとする。

一 医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師が勤務する

第三十条の二十一 (略)

2 (略)

3 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は、第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、次に掲げる事項について特に留意するものとする。

一 医師が不足している地域に派遣される医師が勤務することと

第四節 医療従事者の確保等に関する施策等

こととなる病院又は診療所における勤務環境の改善の重要性

二 (略)

4・5 (略)

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場合(次項において「地域医療対策協議会」という。)を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならぬ。

一〇九 (略)

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

一 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項

二 (略)

三 第一号に規定する計画に基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項

四 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項

五 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項

なる病院又は診療所における勤務環境の改善の重要性

二 (略)

4・5 (略)

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場合(次項において「地域医療対策協議会」という。)を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医師の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるとともに、同項各号に掲げる医師の確保を図るために必要な事項について協議を行い、当該施策及び当該協議が調った事項について、公表しなければならぬ。

一〇九 (略)

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

一 医師が不足している地域における医師の確保に資するともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項

二 (略)

三 第一号に規定する計画に基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項

四 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
(新設)

六 (略)

七 その他医療計画において定める医師の確保に関する事項

3 都道府県知事は、前項第二号に掲げる事項についての協議を行うに当たっては、医師の派遣が医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するものとなるよう、第三十条の四第二項第十一号ロに規定する指標によつて示される医師の数に関する情報^レを踏まえることその他の厚生労働省令で定める事項に配慮しなければならぬ。

4 (略)

第三十条の二十四 都道府県知事は、前条第一項に規定する協議が調つた事項(次条第一項、第三十条の二十七及び第三十一条において「協議が調つた事項」という。)に基づき、特に必要があると認めるときは、前条第一項各号に掲げる者の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の派遣、研修体制の整備その他の医師の確保を特に図るべき区域の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができる。

第三十条の二十五 都道府県は、協議が調つた事項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

一 第三十条の四第六項に規定する区域内に所在する病院及び診療所における医師の確保の動向、同条第七項に規定する区域内に所在する病院及び診療所において医師が確保されている要因その他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析を行うこと。

二七七 (略)

五 (略)

六 その他医師の確保を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、前項第二号に掲げる事項についての協議を行うに当たっては、医師の派遣が不足している地域における医師の確保に資するものとなるよう、地域における医師の確保の状況^レを踏まえることその他の厚生労働省令で定める事項に配慮しなければならぬ。

4 (略)

第三十条の二十四 都道府県知事は、前条第一項の規定により定めた施策(以下「地域医療対策」という。)及び同項に規定する協議が調つた事項(次条第一項、第三十条の二十七及び第三十一条において「協議が調つた事項」という。)に基づき、特に必要があると認めるときは、前条第一項各号に掲げる者の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の派遣、研修体制の整備その他の医師が不足している地域の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができる。

第三十条の二十五 都道府県は、地域医療対策及び協議が調つた事項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

一 病院及び診療所における医師の確保の動向その他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析を行うこと。

二七七 (略)

256 (略)

第三十条の二十七 第三十条の二十三第一項各号(第三号を除く。)
に掲げる者及び医療従事者は、協議が調つた事項その他当該都
道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協
力するよう努めるとともに、第三十条の二十四の規定により協力
を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力す
るよう努めなければならない。

第六節 公的医療機関

第三十一条 公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣
の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節におい
て同じ。)は、協議が調つた事項その他当該都道府県において必
要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するとともに、
第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要
請に応じ、医師の確保に関し協力しなければならない。

第四十二条の二 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するもの
として、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けた
もの(以下「社会医療法人」という。)は、その開設する病院、
診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管
理する病院等を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附
行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設
する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充
てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(以下「収益
業務」という。)を行うことができる。

一〇三 (略)

256 (略)

第三十条の二十七 第三十条の二十三第一項各号(第三号を除く。)
に掲げる者及び医療従事者は、地域医療対策及び協議が調つた
事項の実施に協力するよう努めるとともに、第三十条の二十四の
規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確
保に関し協力するよう努めなければならない。

第五節 公的医療機関

第三十一条 公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣
の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節におい
て同じ。)は、地域医療対策及び協議が調つた事項の実施に協力
するとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請された
ときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力しなければなら
ない。

第四十二条の二 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するもの
として、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けた
もの(以下「社会医療法人」という。)は、その開設する病院、
診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管
理する病院等を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附
行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設
する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充
てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(以下「収益
業務」という。)を行うことができる。

一〇三 (略)

四 救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。次条において同じ。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県（次のイ又はロに掲げる医療法人にあつては、それぞれイ又はロに定める都道府県）において行つてゐること。

イ (略)

ロ 一の都道府県において病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める同号に規定する区域において診療所を開設する医療法人であつて、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの 当該病院の所在地の都道府県

2・3 五〇七 (略)

四 救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。次条において同じ。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県（次のイ又はロに掲げる医療法人にあつては、それぞれイ又はロに定める都道府県）において行つてゐること。

イ (略)

ロ 一の都道府県において病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める第三十条の四第二項第十二号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める同号に規定する区域において診療所を開設する医療法人であつて、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの 当該病院の所在地の都道府県

2・3 五〇七 (略)

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第三条関係）
 【平成三十二年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五条の二 厚生労働大臣は、第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、当該者が、医師の確保を特に図るべき区域（第三十条の四第六項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。）における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験その他の厚生労働省令で定める経験を有するものであることの認定をすることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の認定をしたときは、認定証明書を交付するものとする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>一 医師がその免許を取り消され、又は医業の停止を命ぜられたとき。</p> <p>二 偽りその他不正の手段により第一項の認定を受けたことが判明したとき。</p> <p>三 罰金以上の刑に処せられたとき。</p> <p>4 第一項の認定及びその認定の取消しに関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第六条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害さ</p>	<p>（新設）</p> <p>第六条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害さ</p>

れるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

一〇五 (略)

六 第五条の二第一項の認定を受けた医師である場合には、その旨

七〇五 (略)

4 (略)

第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の六第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。）でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十四条の二、第二十七条及び第二十八条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

れるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

一〇五 (略)

(新設)

六〇四 (略)

4 (略)

第七条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。）でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十四条の二、第二十七条及び第二十八条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

2
5
6 (略)

第十条 病院(第三項の厚生労働省令で定める病院を除く。次項において同じ。)又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修等修了医師に、歯科医業をなすものである場合は臨床研修等修了歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 (略)

3 医師の確保を特に図るべき区域における医療の確保のために必要な支援を行う病院その他の厚生労働省令で定める病院の開設者は、その病院が医業をなすものである場合又は医業及び歯科医業を併せ行うものであつて主として医業を行うものである場合は、臨床研修等修了医師であつて第五条の二第一項の認定を受けたものに、これを管理させなければならない。ただし、地域における医療の提供に影響を与える場合その他の厚生労働省令で定める場合は、臨床研修等修了医師であつて当該認定を受けていないものに、これを管理させることができる。

第十二条 (略)

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、次の各号のいずれかに該当するものとしてその病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

一 医師の確保を特に図るべき区域内に開設する診療所を管理しようとする場合

二 5 (略)

2
5
6 (略)

第十条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修等修了医師に、歯科医業をなすものである場合は臨床研修等修了歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 (略)

(新設)

第十二条 (略)

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、次の各号のいずれかに該当するものとしてその病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

一 医師の確保を特に図るべき区域(第三十条の四第六項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。)

()内に開設する診療所を管理しようとする場合

二 5 (略)

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならぬ。

一～三 (略)

四 医師法第十六条の二第一項に規定する都道府県知事の指定する病院

五～九 (略)

2～4 (略)

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならぬ。

一～三 (略)

四 医師法第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院

五～九 (略)

2～4 (略)

○ 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（抄）（第四条関係）
 【公布日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>第一条の二 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）<u>、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、公衆衛生の向上及び増進を図り、国民の健康な生活を確保するため、医師がその資質の向上を図ることができるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>第十一条 医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者</p> <p>二 （略）</p> <p>三 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、<u>適当と認定したもの</u></p> <p>第四章 研修</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（新設）</p> <p>第十一条 医師国家試験は、左の各号の<u>一に</u>該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 <u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）において、医学の正規の課程を修めて卒業した者</u></p> <p>二 （略）</p> <p>三 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、<u>且つ、適当と認定したもの</u></p> <p>第三章の二 臨床研修</p>

第十六条の七 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、医療提供体制（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体制をいう。次条第一項において同じ。）の確保に与える影響に配慮して医師の研修が行われるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（新設）

第十六条の八 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しよとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

（新設）

2 厚生労働大臣は、前項の団体を定める厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、医療法第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第十六条の九 厚生労働大臣は、医師が医療に関する最新の知見及

（新設）

び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医師に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により、厚生労働大臣から研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請されたときは、当該要請に応じるよう努めなければならない。

第五章 業務

第六章 医師試験委員

第七章 雑則

第八章 罰則

第四章 業務

第五章 医師試験委員

第五章の二 雑則

第六章 罰則

○ 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（抄）（第五条関係）
 【平成三十二年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第一条の二）</p> <p>第二章 免許（第二条―第八条）</p> <p>第三章 試験（第九条―第十六条）</p> <p>第四章 研修</p> <p> 第一節 臨床研修（第十六条の二―第十六条の八）</p> <p> 第二節 その他の研修（第十六条の九―第十六条の十一）</p> <p>第五章 業務（第十七条―第二十四条の二）</p> <p>第六章 医師試験委員（第二十五条―第三十条）</p> <p>第七章 雑則（第三十条の二・第三十条の三）</p> <p>第八章 罰則（第三十一条―第三十三条の三）</p> <p>附則</p> <p> 第四章 研修</p> <p> 第一節 臨床研修</p> <p>第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による指定は、臨床研修を行おうとする病院の開設者の申請により行う。</p>	<p>（新設）</p> <p>第四章 研修</p> <p>（新設）</p> <p>第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。</p> <p>（新設）</p>

3 | 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 | 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

二 | 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

三 | 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。

四 | 前三号に掲げるもののほか、臨床研修の実施に関する厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

4 | 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不相当であると認めると至つたときは、その指定を取り消すことができる。

5 | 厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をし、若しくは前項の規定による指定の取消しをしようとするとき、又は第三項第四号の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

6 | 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かなければならない。

7 | 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

（削る）

（新設）

2 | 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不相当であると認めると至つたときは、その指定を取り消すことができる。

3 | 厚生労働大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

（新設）

（新設）

4 | 第一項の規定の適用については、外国の病院で、厚生労働大臣が適当と認めたものは、同項の厚生労働大臣の指定する病院とみ

- 第十六条の三 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第十六条の八において同じ。）の定員を定めるものとする。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならぬ。
- 5 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

なす。

（新設）

第十六条の四 都道府県知事は、臨床研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、臨床研修病院の管理者又は開設者に対し、その業務に関し報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 厚生労働大臣は、臨床研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院の管理者又は開設者に対し、その業務に関し報告を求め、又は必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第十六条の五 第十六条の七 (略)

第十六条の八 この節に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定、第十六条の三第一項及び第三項の研修医の定員の定め、第十六条の六第一項の医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 その他の研修

第十六条の九 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、医療提供体制（医療法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制をいう。次条第一項において同じ。）の確保に与える影響に配慮して医師の研修が行われるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(新設)

第十六条の三 第十六条の五 (略)

第十六条の六 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定、第十六条の四第一項の医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(新設)

第十六条の七 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、医療提供体制（昭和三十二年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する医療提供体制をいう。次条第一項において同じ。）の確保に与える影響に配慮して医師の研修が行われるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

<p>第十六条の十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第十六条の十一 (略)</p>	<p>第十六条の八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、医療法第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第十六条の九 (略)</p>
--	--

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）（附則第九条関係）
 【公布日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保険医療機関又は保険薬局の指定） 第六十五条（略） 2・3（略） 4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指定を行うことができる。 一・二（略）</p> <p>三 医療法第七条の三第一項に規定する構想区域における保険医療機関の病床数が、当該申請に係る指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める将来の病床数の必要量を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合（その数を既に超えている場合を含む。）であつて、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。</p> <p>四（略）</p>	<p>（保険医療機関又は保険薬局の指定） 第六十五条（略） 2・3（略） 4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指定を行うことができる。 一・二（略）</p> <p>（新設） 三（略）</p>

○ 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）（抄）（附則第十条関係）
 【平成三十一年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五条（略）</p> <p>② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第三十条の四</u>第二項第十四号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第一百八条第二項第一号</u>に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。</p>	<p>第五条（略）</p> <p>② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第三十条の四</u>第二項第十二号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第一百八条第二項第一号</u>に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。</p>

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）（附則第十一条関係）
 【平成三十二年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十一条（略） 2・3（略） 4 前項に規定する場合において、精神科病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の六第一項の規定による登録を受けていることその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。）に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときは、前二項の規定にかかわらず、十二時間を限り、その者を退院させないことができる。</p> <p>5～7（略）</p>	<p>第二十一条（略） 2・3（略） 4 前項に規定する場合において、精神科病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けていることその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。）に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときは、前二項の規定にかかわらず、十二時間を限り、その者を退院させないことができる。</p> <p>5～7（略）</p>

○ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）（附則第十二条関係）
 【平成三十二年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介輔） 第百条（略） 255（略）</p> <p>6 介輔が病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のためその業務を行う場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三条第一項、第六条の三及び第六条の四の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の六第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）」とあり、同条第二項中「臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第十条中「臨床研修等修了医師」とあり、同法第十六条の五第三項第八号、第十二条第二項、第十五条第一項及び第八十六条第一項中「医師、歯科医師」とあり、並びに同法第十四条の二第一項第二号及び第三号中「医師又は歯科医師」とあるのは</p>	<p>（介輔） 第百条（略） 255（略）</p> <p>6 介輔が病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のためその業務を行う場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三条第一項、第六条の三及び第六条の四の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）」とあり、同条第二項中「臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第十条中「臨床研修等修了医師」とあり、同法第十六条の五第三項第七号、第十二条第二項、第十五条第一項及び第八十六条第一項中「医師、歯科医師」とあり、並びに同法第十四条の二第一項第二号及び第三号中「医師又は歯科医師」とあるのは</p>

7
～
10
(略)
、それぞれ「介輔^ほ」とする。

7
～
10
(略)
、それぞれ「介輔^ほ」とする。

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）（附則第十三条関係）
 【平成三十一年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医療法の特例） 第十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高度医療提供事業（国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であつて、国内においてその普及が十分でないものを提供する事業をいう。以下この条及び別表の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第十八項の規定により当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画が公示された後に、当該国家戦略特別区域高度医療提供事業の実施主体として当該区域計画に定められた者から当該国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、当該申請に係る当該医療計画において定められた同条第二項第十七号に規定する基準病床数に次項の病床数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（医療法の特例） 第十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高度医療提供事業（国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であつて、国内においてその普及が十分でないものを提供する事業をいう。以下この条及び別表の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第十六項の規定により当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画が公示された後に、当該国家戦略特別区域高度医療提供事業の実施主体として当該区域計画に定められた者から当該国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、当該申請に係る当該医療計画において定められた同条第二項第十四号に規定する基準病床数に次項の病床数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。</p> <p>2 （略）</p>

○ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）（抄）（附則第十四条
 関係）

【平成三十一年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置） 第二十八条 都道府県知事が、医療法第七条の二第一項から第三項 までの場合又は第七条の規定による改正後の医療法（次条におい て「新医療法」という。）第三十条の十二第一項において読み替 えて準用する医療法第七条の二第三項の場合において、医療法第 三十条の四第一項に規定する医療計画において定める同条第二項 第十四号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当た っては、新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数につい ては、平成三十六年三月三十一日までの間、厚生労働省令で定め る基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、既存の療養 病床（同法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。）の 病床数とみなす。</p>	<p>附 則 （療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置） 第二十八条 都道府県知事が、医療法第七条の二第一項から第三項 までの場合又は第七条の規定による改正後の医療法（次条におい て「新医療法」という。）第三十条の十二第一項において読み替 えて準用する医療法第七条の二第三項の場合において、医療法第 三十条の四第一項に規定する医療計画において定める同条第二項 第十二号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当た っては、新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数につい ては、平成三十六年三月三十一日までの間、厚生労働省令で定め る基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、既存の療養 病床（同法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。）の 病床数とみなす。</p>